

序章 はじめに

序一 1 計画の目的と見直しの背景

緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、平成6年都市緑地保全法（平成16年改正により“都市緑地法”に改名）の一部改正により制度化され、都市計画を定める市町村が策定主体となり「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定める制度です。

この制度は従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を一体化し、行政側が主体となって推進する都市公園などの整備と、市民が主体となり行政側との協働によって行う民有地の緑の保全や創出など、都市の緑化を総合的かつ体系的に推進する施策を検討し、長期的な視点で緑とオープンスペースの将来像と数値目標を定めることを目的としている基本計画です。

岐阜市における緑の基本計画の状況

本市においては、平成7年度に緑の基本計画を策定し、この計画に基づいて緑地の保全及び緑化の推進に努めてきました。その後、岐阜市都市計画マスタープランが策定されたことなど情勢の変化に対応するため、平成14年度に一部見直しを行っています。

今回見直しの背景

平成14年度の見直し以降、本計画に関して以下のように情勢が変化しており、さらに計画を見直す必要があります。

旧柳津町と合併し、新しい岐阜市が誕生しました。

本市では、平成18年1月1日に旧柳津町と合併しており、その区域を加えた計画とする必要があります。

また、この合併により境川緑道公園が南部の緑地拠点として加わったことで、都市全体における緑のネットワーク形成上、重要な拠点として役割が期待されます。

上位計画である岐阜市総合計画が改定されました。

平成15年12月に岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」（基本構想）が議決されました。また、旧柳津町との合併を契機にこの基本構想の実現をより一層推進するため、平成20年から24年を計画期間として「基本計画2008」が策定されました。

この中で、今後本市の目指すべき方向性として、集約型の市街地形成など新たな都市構造への再編成が打ち出され、緑の基本計画としても、この方向性を踏まえて公園緑地の整備方針などを検討する必要があります。

本計画の根拠法である「都市緑地法」など関連法が改正されました。

平成16年に景観法が施行され、これとともに景観の重要な要素として緑に関する基

本法である「都市緑地法」及び「都市公園法」について、以下のような改正がなされています。今回見直しにあたっては、本市の実情を踏まえつつ、これら法改正による新たな制度の活用について検討する必要があります。

- 緑の基本計画の計画事項に「都市公園の整備の方針」が加えられ、都市公園の設置がこの方針に即して行われるよう規定されました。
- 緑の少ない中心市街地などにおいて、民有地の緑化を推進するための手法として、「緑化地域制度」が創設されました。
- 借地契約終了時には都市公園の廃止が可能であることを法で明確にすることにより、土地所有者が用地を提供しやすい環境が整備され、借地公園の整備促進が図りやすくなりました。
- さらに、人工地盤や建築物などへの市民緑地制度の適用など、緑の保全・整備に向けた制度の充実が図られています。

地球温暖化など地球規模での環境問題への取組が一層活発になっています。

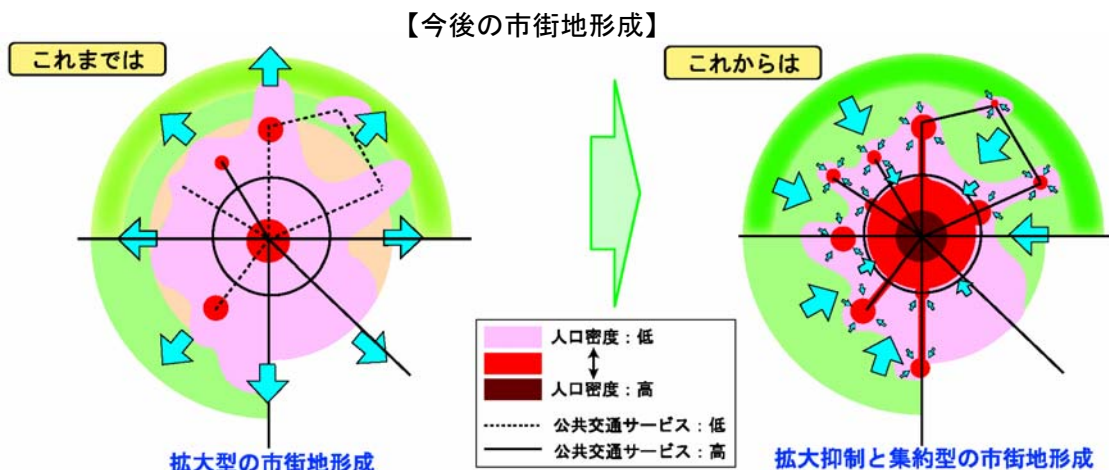
地球温暖化を防止するための国際的な枠組みとなる京都議定書の発効（平成 17 年 2 月）を受け、「京都議定書目標達成計画」が同年 4 月に閣議決定されるなど、地球規模での環境対策が一層活発に取り組みられるようになっており、市民の環境に対する意識の高まりとともに、緑への期待も大きくなっています。

序-2 計画見直しのポイント

前述の背景を踏まえ、今回の計画では、特に次の点をポイントに見直しを行いました。

市総合計画の目指す“多様な地域核のある都市”形成に配慮した緑の保全・整備

人口減少社会の到来が確実視されるなか、岐阜市総合計画では、将来の人口規模や人口構成にふさわしい都市構造への再編成に向け、集約型の市街地形成と市街地拡大の抑制を目指すこととしています。そこで、こうした新たな都市づくりの方向性を踏まえて緑の保全・整備をいかに進めるかが、今回の計画見直しのポイントとなります。



出典：岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」

この視点から、今回の見直しでは、次の2つの重点施策を中心に緑化を推進していこうと考えています。

都心部では、その周辺を含めた生活圏の環境をより快適にし、賑わいや魅力を創出することが極めて重要な課題となります。緑は、魅力的なまちなみ景観の創出のほか、都市型気候の緩和や防災安全性の確保などにおいても非常に重要な役割を果たすことから、生活圏内へのまちなか居住を推進する上でも緑を増やしていくことはとても大切です。

都心部及びその周辺の大きな緑としては、金華山や長良川という自然の拠点や軸がありますが、これらに加えて、再開発などによる「都市のリニューアル」と一体的に、都市の中心部に『都市の緑の骨格軸』づくりを進めることで、県都にふさわしい賑わいと魅力を演出する緑の創出を目指します。

周辺地域では、街区公園など地域の身近な公園緑地の整備にあたり、集約型の市街地形成に即して地域ごとのまちづくりを進める中で、より重要性の高い地区に対して優先的に整備を行っていくこととします。なお、その他の地区では、都市計画公園のような恒久的施設を考えるのではなく、住民のニーズに応じ、借地による用地確保を含めた柔軟な対応により、緑地や広場の確保に努めることとします。

環境問題への関心の高まりを踏まえた市民の緑化意識の高揚

地球温暖化やヒートアイランドなど環境問題に対する市民の関心は年々高まっており、緑の側面では市民ボランティアや企業などによる緑化活動も市内各地で積極的に展開されています。このように市民などの自発的な活動が地域の快適な生活環境づくりにおいて、ますます重要な位置を占めるようになってくると考えられます。そのため、市民の緑化活動への支援を含め様々な取組を通じて、緑の環境問題への重要な役割を啓発するなど市民の緑化意識の高揚を図ることに重点を置いています。